

コロナウイルス感染予防対策

従業員の対策方針

普段から感染予防対策を心がけ、安心して就業できるよう力を合わせましょう

1. 感染予防の為の基本対策

(1) 感染防止のための基本

身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、消毒の徹底

(2) 三つの密の回避の徹底

厚生労働省のガイドラインに従い、社内・社外も含め、三つの密（密集、密接、密閉）を回避するよう心がける。また、会食等、複数人での飲食の場は避けるようにする

(3) 入社時の健康状態の確認事項

- ・出勤前には必ず検温し、37.0度以上の発熱時は出社を控え会社に連絡する
- ・各自体調（発熱・倦怠感を含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等）を確認し、体調不良時には発熱の有無に関わらず出社を控え会社に連絡する
※必要に応じて、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談
- ・免疫力の低下を回避すべく、十分な睡眠と栄養摂取を心がける

(4) 就業における新様式への取組

- ・制作部は積極的にリモートワークに切り替える。また、ローテーション勤務を取り入れ密を避ける
- ・管理部、営業部は時差出勤とする。（当面9時15分出社とする）
- ・時差出勤の導入に伴い、営業開始時間を8時45分から9時30分に変更（営業時間：9時30分～17時45分と）
- ・取引先と会議を行う場合は、出来る限りオンラインで行う
- ・対面での打合せを要する場合は、飛沫防止パネルの使用、マスクの着用、消毒、換気を徹底する
- ・お取引先との接待に伴う飲食を原則禁止とする

2. 感染防止のための具体的な対策

(1) 基本的な対策

- ・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにする
- ・不要不急の外出は控える

(2) 接触感染の防止について

- ・ 物品、機器等、複数人での共用する場合には使用前後での手洗いを徹底する。また、使用後はアルコール消毒を実施する
- ・ 電話やパソコンなど個人で使用する物品や機器等に於いても、定期的にアルコール消毒を実施する

(3) 近距離での会話や発声の抑制

- ・ 従業員同士、外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにする
- ・ 来客の際は、入口でのマスク着用と、手指のアルコール消毒をお願いする

(4) 共有スペース等の利用について

共有スペースは飛沫防止パネルの設置と常時除菌及び換気する

3. 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」）が出た場合等の対応

- ・ 新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに会社に連絡し、その後、保健所等の指示に従う。その間、できるだけ会社と連絡が取れる状態にしておく
- ・ 新型コロナウイルスに陽性であると判明した者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに会社に連絡する
その後保健所の指示に従う
- ・ 診断が確定してはいないが、疑似症状と診断された場合も医療機関または保健所の指示に従う。この場合も速やかに会社に連絡をする
- ・ PCR 検査の結果待ちの期間は、速やかに会社に連絡し、自宅待機とする

4. コロナウイルスの影響による出欠の取り扱いについて

- ・ 自宅待機中または、自宅療養中、リモートワークが可能な場合は出勤扱いとする
- ・ 自宅待機中または、自宅療養中、リモートワークが不可能な場合は欠勤扱いとする

2021年1月18日

責任者：松本 幸雄

推進担当者：寄本 菜美子／田外 佐知子